

本モデルプログラムに関連するキーワード

本モデルプログラムは、学校におけるいじめの未然防止の取組を多く掲載していますが、その取組を考える上で、参考となるキーワードをいくつか紹介します。

いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど考えられる。「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、H25.10.11）

いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる必要がある。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、H25.10.11）

自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、H25.10.11）

児童生徒の主体的な取組

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チク)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会・生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、H25.10.11）

いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定、H25.10.11）

望ましい人間関係づくり

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっています。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要です。人間関係づくりは教科指導やそれ以外の学校生活のあらゆる場面で行う必要があります。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりとこれを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもあります。

「生徒指導提要」（文部科学省、H22）

異年齢集団による交流

異年齢集団による交流活動は、上級生としての自覚や責任、下級生としての役割などについて考えながら、生徒同士の密接なかかわりを通し、人間関係について気付いたり学んだりすることが多く、その教育効果も極めて大きい。

さらに、社会の一員としての自覚を深めるために、異年齢集団による交流活動を、学校内だけでなく学校外まで広げていくことも大切である。（略）

その際、特に学校外での異年齢集団による交流は、その活動も広がりをもつので、事前及び事後の指導を適切に行い、活動のねらいはもとより、相手に対する様々な心遣いや配慮を意識させることが大切である。相手を意識し、尊重する活動は、自分を知り人を学ぶ有効な機会であり、社会へ踏み出すための重要な一歩といえる。

「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省、H20）

ボランティア活動などの社会参加

様々なボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加等に関する活動は、生徒が社会の一員であるという自覚を深め、人間尊重の精神に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめなおし自己実現に向かって人生を切り拓く力をはぐくむ上で大切な活動であるといえる。

（略）

こうした学校外の活動については、その教育的ねらいを十分に吟味し、学校の教職員の共通理解と適切な指導の下に、家庭や地域との連携・協力を十分に図りながら、生徒の自主的、自発的な活動が助長されることが必要である。

「高等学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省、H21）

家庭や地域との連携と情報発信

学校行事には、地域の方や保護者の参加を得たり、活動の様子を見ていただいたりする機会がたくさんあります。地域の方や保護者に、生き生きと学び大きく成長する児童の姿を知っていただくことは、地域の方や保護者の学校に対する信頼を得ることにつながります。そして、信頼を得ることによって様々な場面で地域の方や保護者の理解や協力が得やすくなります。（略）

健全な児童が育つ学校・地域・家庭が一体となった教育現場の構築に、学校行事は重要な役割を果たしています。

「特別活動 指導資料『楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動』【小学校編】

（国立教育政策研究所、H26）